

### 3 養育費

- (1) 養育費とは、未成熟の子の生活のために必要な費用であり、一般的には、子を監護養育する親に、他方の親が支払うものです。つまり、親は、親権者であるか否かにかかわらず、未成熟の子が親と同程度の生活ができるように費用を負担する義務があります。

なお、未成熟の子とは、成人である18歳に達しているかではなく、親の監護なしには生活を保持し得ない子を意味し、大学在学中を対象にすることもあります。

このような養育費は、子の日々の生活のために必要な費用ですので、1か月ごとの定期払いとするのが一般的です。

- (2) また、複数の未成熟の子がいるときは、それぞれの子ごとに養育費を定める必要があります。

さらに、その養育費を、いつから（始期）、いつまで（終期）支払うかを決めておく必要があります。始期については、公正証書の作成日以前とすることができませんので、公正証書を作成する月あるいはその翌月と定めるのが一般的です。終

期は、「満20歳に達する日の属する月まで」とするのが多いですが、大学卒業までの趣旨で、「満22歳に達した後に最初に到来する3月まで」等とすることもあります。

- (3) 養育費の額は当事者の合意したものになりますが、家庭裁判所のホームページには、「養育費・婚姻費用算定表」が掲載されています。
- (4) 子の日々の生活のために必要な費用である月々の養育費のほかに、例えば、子の進学、病気、事故等による特別な費用の負担についても、別途協議する旨の合意をしておくことも多くあります。
- (5) なお、経済情勢の変動等養育費の合意の基礎となっている事情に大きな変更があったときは、法的にも、養育費の増減をすることが認められていますが、そのことを念のため、公正証書に記載しておくこともあります。
- (6) これらを踏まえた、文例の一つとしては、次のようなものが考えられます。なお、「離婚届出の前後を問わず」という文言は、別に記載してある「強制執行認諾」の関係で記載しておくものです。

## 第〇条（養育費）

- 1 甲は、乙に対し、丙及び丁の養育費として、離婚届出の前後を問わず、令和〇年〇月から丙及び丁がそれぞれ満20歳に達する日の属する月まで、各人について1か月金〇万円ずつを、毎月末日限り、乙の指定する金融機関の預金口座に振り込んで支払う。振込手数料は、甲の負担とする。
- 2 甲と乙は、丙及び丁の進学、病気等による特別な費用の負担については、別途協議するものとする。
- 3 将来、物価の変動その他事情の変更があったときは、甲と乙は、丙及び丁の養育費の変更については、協議するものとする。